

令和3年4月22日

西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市居住支援協議会
座長 山本 美香

令和2年度西東京市居住支援協議会における協議結果の報告について

このことについて、西東京市居住支援協議会設置要綱第2に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること
家主等が安心して賃貸住宅を提供できる仕組み等について、情報提供する内容等を協議した結果、生活困窮者自立支援法による住居確保給付金事業（現在居住している住居を手放さないようにするための制度）や生活保護受給世帯が介護施設入所や長期入院等により退去をするときには家財処分料が生活保護費から支払われること、孤独死等による退去には生活保護費からの家財処分料は支払われないこと、その際の保険があることなどを今後セミナー等で賃貸人に向けて情報提供をしていくことを協議した。
- 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関する
こと
高齢者や障害者等どのような流れで入居に繋がるのか家主等に理解していただく必要がある。見守りや生活支援等をどのように実施していくかを理解していただくためにはどうするのが良いのか協議した結果、支援の方法等を映像にして見ていただくのが理解しやすいとし、予算が可能であれば事務局で動画制作等をお願いすることとした。
- 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関する
こと
不動産協力店を増やすための方法を協議した結果、西東京市居住支援協議会が設立されたことを周知する必要がある、まずは不動産店に知っていただき、家主へ伝えていただくことが重要であるとのことから、普及啓発用印刷物の作成を事務局へお願いすること

とした。

4 関係機関の連携に関すること

主に障害者世帯の支援について、相談窓口（住宅課）の担当者が時間をかけて信頼関係を築き、住宅への入居以外の所で関係部署に繋ぐことを行っているが他に良い方法がないか協議したところ、これまで通り、世帯ごとに丁寧に時間をかけて関係部署に繋ぐことが良いという結果になった。また、ネットワーク作りが居住支援協議会の役割であり、今後の課題であるとの認識で一致した。